



宮 崎 県 公 報

令和元年5月30日(木曜日) 第8号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 第2条第1号及び第2号に規定する法人を定め る規則の一部を改正する規則……………(人事課) 1	1	○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正……………(水産政策課) 2
告 示		公 告
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1	1	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見……………(商工政策課) 3
○民有林の保安林の指定……………(") 2	2	○土地改良区の定款変更の認可(6件)……………(農村整備課) 3
○保安林の指定予定の通知……………(") 2	2	○県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(") 3
		○入札公告……………4

規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第1号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則(平成22年宮崎県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県の行政運営と密接に関連を有する法人)	(県の行政運営と密接に関連を有する法人)
第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(10) [略] (11) <u>公益財団法人みやざき観光コンベンション協会</u> (12)～(23) [略]	第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(10) [略] (11) <u>公益財団法人宮崎県観光協会</u> (12)～(23) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第54号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字道久3415-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置い

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第55号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字長谷9355、9357、9359、9369、9394、9420、9440-1、9441-1、9441-3、9445、字下り田9463-1、9465、9467-1、9467-3、9468、字瀬戸10868、字瀬戸ノ上10892-2、10902-1、10928-1、10928-3、字小僧谷10977
2 指定の目的 干害の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第56号

宮崎県告示第57号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正前 and 改正後. Each column contains a table with 3 columns: 加入区名称, 区域, 区分. The '改正後' table shows a change in the '区分' column for '日向市 第一加入区' from '1~3 [略], 4 大型定置漁業及び小型定置漁業, 5 小型かつお漁業' to '1~3 [略], 4 小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業'.

宮崎県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月30日から同年6月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字三才田2965-1、2965-8、字土取2980-1、2980-8、2980-9、2980-15から2980-17まで、2981-1、2981-2、3011-1、3014、3020-9、字宮内3164-1、3164-2、3164-10、字十郎小屋3885-1(次の図に示す部分に限る。)、3877-1から3877-4まで、3877-8、3885-2、3885-4、3892-1、字牧神上4009-1、4012-2、4014、4015-13、4016-2、4016-3、4032-2、字堀浦西4430-80、字滝下4526-1、4526-18、4526-21、4526-22、4526-24、4526-25、4526-27、4526-28、4526-33
2 指定の目的 水源の涵養
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). It lists route 40 (都農綾線) between 児湯郡川南町大字川南字蔵座村51 and 99番83から同郡同町同.

大字同字51
99番83まで

宮崎県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月30日から同年6月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	児湯郡川南 町大字川南 字山本 177 49番3地先 から同郡同 町同大字字 下り山4646 番4地先ま で	令和元年5月30日

宮崎県告示第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 2019- 1	合同会社 かとう宅 建事務所	日南市星倉字渡瀬 4635番11、4635番 11地先里道の一部	4.00 、 5.00	112.56	令和元 年5月 7日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成31年3月4日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年5月30日から令和元年7月1日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）から平成31年3月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大島堰土地改良区（串間市）から平成31年3月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成31年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、保枝枝原土地改良区（小林市）から平成31年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平川土地改良区（小林市）から平成31年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山中土地改良区（小林市）から平成31年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、瓜生野大池地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月30日から令和元年6月27日まで

3 縦覧場所

宮崎市農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、権現新地区区宮土地改良事業(宮崎市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月30日から令和元年6月27日まで

3 縦覧場所

宮崎市農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア 移動書庫 1階から3階まで 81台

イ 移動書庫 4階から7階まで 50台

ウ 移動書庫 8階及び9階 88台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年7月17日

(4) 納入場所 宮崎県防災拠点庁舎

(5) 入札方法 (1)の購入物品ごとにそれぞれを入札に付する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年7月4日までに下記3(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和元年5月30日から令和元年6月14日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和元年5月30日から令和元年7月11日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和元年5月30日から令和元年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和元年7月11日午後2時(送付にあっては、令和元年7月10日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時

ア 移動書庫 1階から3階まで 令和元年7月11日 午後2時

イ 移動書庫 4階から7階まで 令和元年7月11日 午後2時15分

ウ 移動書庫 8階及び9階 令和元年7月11日 午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則

第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

1(1)の購入物品ごとに有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 契約の締結に関する事項

本案件に係る契約には県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、本契約を締結しないものとする。

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Mobile book shelving 1~3F 81set

② Mobile book shelving 4~7F 50set

③ Mobile book shelving 8~9F 88set

(2) Time limit for tender: 14:00 11 July 2019

(3) Contact point for the notice: Treasury Bureau Article Management and Procurement Division, Article Procurement Section, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985 (26) 7208

--	--